

だい き
第4期

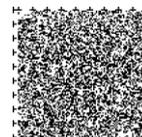
にしとうきょうししょうがいふくしけいかく
西東京市障害福祉計画

けいかくきかん へいせい ねんど へいせい ねんど
計画期間：平成27年度～平成29年度

がいようばん
概要版

へいせい ねん がつ
平成27年3月

にしとうきょうし
西東京市



1 計画の策定にあたって

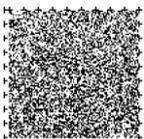
障害者福祉に関する国等の制度は近年大きく変動しています。中でも、平成18年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」(正式名称:障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は平成26年4月から完全施行されてお
り、障害者(児)の定義に政令で定める難病患者等が追加され障害福祉サービス等の対象となる
などの改正が行われました。

同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画(「障害福祉計画」)の策定
が義務付けられており、西東京市においても、「第1期西東京市障害福祉計画」(平成18年度～平成
20年度)、「第2期西東京市障害福祉計画」(平成21年度～平成23年度)、「第3期西東京市障害
福祉計画」(平成24年度～平成26年度)を策定し、障害福祉サービス等の充実に努めてきたとこ
ろです。

この度、「第3期西東京市障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、「第4期西東京市障害福祉
計画」を策定するものです。

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
西東京市障害者基本計画(前計画)										西東京市障害者基本計画									
										西東京市障害福祉計画									
				第1期				第2期				第3期				第4期			



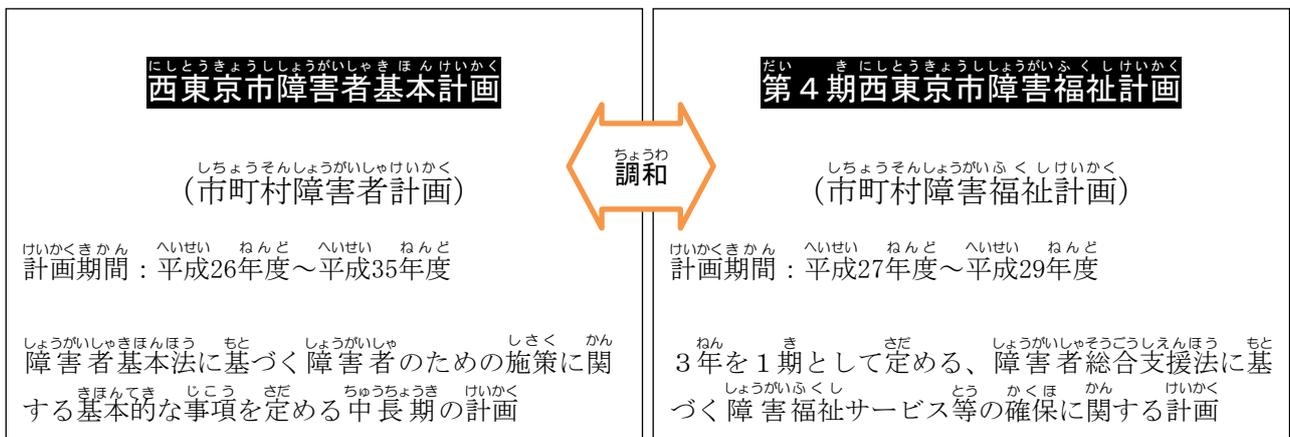
2 西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定される、西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられます。

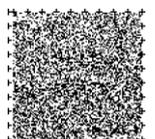
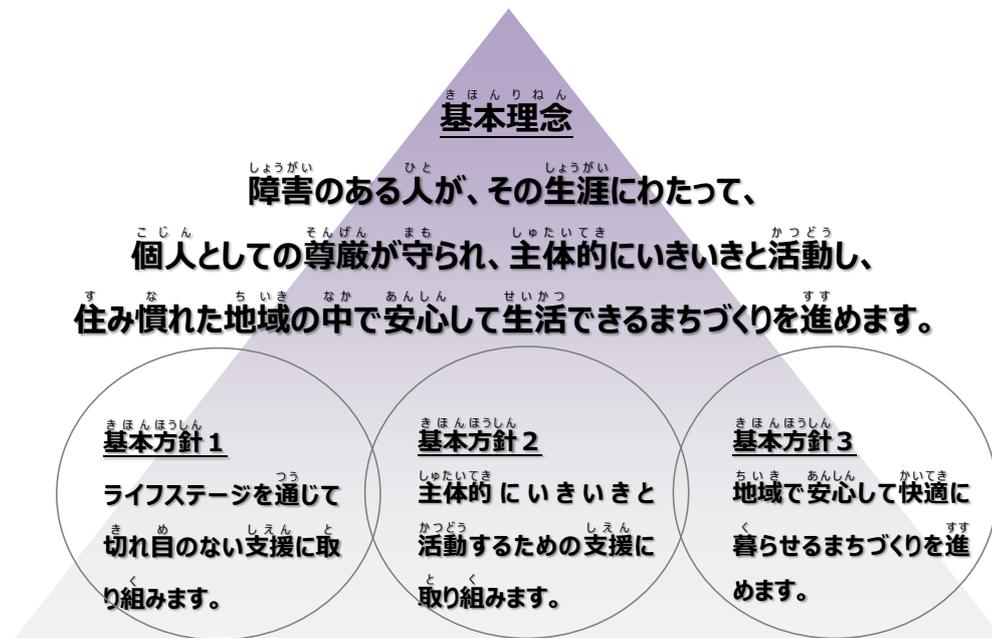
西東京市では、障害者基本法第11条に規定される市町村障害者計画として、平成26年度から平成35年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めていきます。

「西東京市障害者基本計画」と「第4期西東京市障害福祉計画」の関係



「西東京市障害者基本計画」の基本理念と3つの基本方針



3 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、4つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。



重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～

◆ 児童発達支援等の療育の充実

児童発達支援の提供体制を拡充することで、早期発見・早期療育を行う体制をさらに充実させていきます。

◆ 放課後等の活動場所の充実

就学後の障害児が、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービスの提供体制を拡充します。そのために、民間事業者に対して情報提供等の支援を積極的に行い、放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致を進めます。



重点推進項目2 障害のある人の社会参加の推進

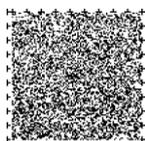
～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

◆ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置

知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向け、場所の選定や運営事業者の選定等、具体的な構想づくりを進めます。

◆ 地域での就労に向けた支援の強化

今後も、公共職業安定所(ハローワーク)、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの構築を進め、地域での就労に向けた支援を行います。



◆ 就労系サービス事業所の誘致

障害のある人が一般就労へ移行するためのサービスとして、また、日中の活動場所として、就労継続支援（A型・B型）事業所や就労移行支援事業所は重要な社会資源となります。現在、西東京市にはこうした就労系サービス事業所が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向け、事業所情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。



重点推進項目3 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

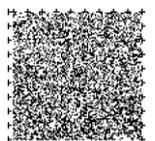
障害のある人が地域で生活するためには、居住系サービスであるグループホームのさらなる整備が必要です。また、グループホームのみならず、訪問系、日中活動系の福祉サービスや、医療サービス等の個々のニーズに適したサービスを複合的に提供することで、地域での生活をサポートする体制が必要となります。

そこで、グループホームを運営する民間事業者の新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行うとともに、障害福祉サービス事業所や医療機関等の関係機関が連携して、地域での生活をサポートする体制の整備を進めます。

なお、精神障害者のグループホームについては、現在市内では「通過型」が多くを占めていますが、今後は「滞在型」の充実について検討を進めます。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

西東京市では、障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する展示イベント・講演会や市民まつり等の各種行事、障害者サポーター養成講座、「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用した普及・啓発活動等の機会を通じて、障害や障害のある人への理解を進める活動を行っています。障害や障害のある人に対する理解の推進のため、今後もこうした取り組みを継続します。





重点推進項目4 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

◆ 相談支援体制の充実

現在、西東京市内には知的障害者の相談に対応できる地域活動支援センターがないため、新たな設置に向けた具体的な構想づくりを進めます。

また、市民や事業所から設置の要望が多く寄せられている、ワンストップの相談窓口機能の充実に向け、「えぼっく」等の既存の相談機関の活用や、「基幹相談支援センター」の新設を含めた検討を進めます。

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

平成24年4月に施行された法改正により「計画相談支援」「障害児相談支援」が制度化され、障害福祉サービス等の支援にケアマネジメントの視点が導入されました。

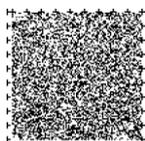
サービスの利用者がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、「計画相談支援」「障害児相談支援」の利用を促進します。

◆ 「障害者のしおり」等の活用

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにすれば良いのか」をわかりやすく伝えるため、「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子にするとともに、市報や市のウェブサイト等の媒体の活用等により、支援に関する情報提供を積極的に行います。

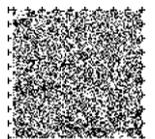
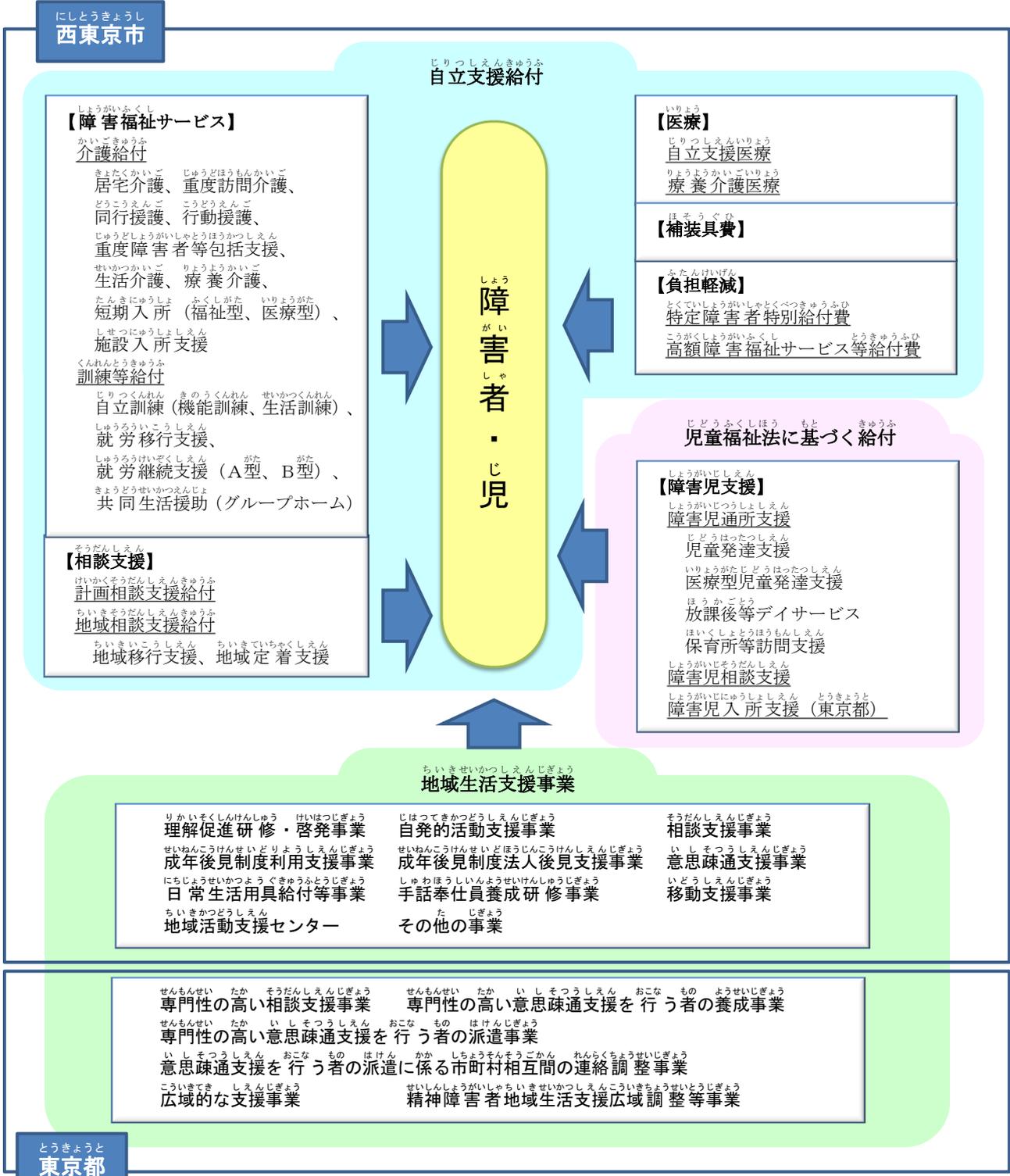
◆ 身近な情報共有ネットワークの活用

サービス事業所や学校、障害者団体等を通じた勉強会・説明会等を開催することで、身近な情報共有ネットワークを通じて情報が行き渡る仕組みを構築します。



4 障害福祉サービス等について

1 障害福祉サービス等の体系



2 障害福祉サービス等の見込み

【障害福祉サービス】 [1か月あたりの利用者数見込 ※ 平成25年度は実績]

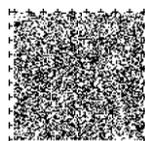
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	153人	152人	156人	161人
生活介護	276人	283人	288人	293人
自立訓練（機能訓練）	1人	2人	2人	2人
自立訓練（生活訓練）	7人	9人	11人	12人
就労移行支援	34人	41人	44人	47人
就労継続支援（A型）	9人	10人	11人	12人
就労継続支援（B型）	330人	371人	390人	408人
療養介護	17人	18人	18人	18人
短期入所（医療型）	10人	12人	13人	14人
短期入所（福祉型）	46人	53人	56人	58人
共同生活援助（グループホーム）	97人	146人	156人	165人
施設入所支援	138人	138人	138人	138人

【障害児通所支援】 [1か月あたりの利用者数見込 ※ 平成25年度は実績]

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	109人	114人	121人	129人
放課後等デイサービス	42人	145人	165人	186人
保育所等訪問支援	0人	1人	1人	2人
医療型児童発達支援	2人	2人	2人	2人

【相談支援】 [1か月あたりの利用者数見込 ※ 平成25年度は実績]

	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	1人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	1人	1人	2人
計画相談支援	8人	133人	137人	143人
障害児相談支援	0人	47人	51人	56人



ちいきせいかつしえんじぎょう
【地域生活支援事業】 りようしゃすうみこみとう
[利用者数見込等] へいせいねんどじっせき
※ 平成25年度は実績]

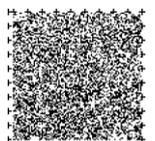
	へいせいねんど 平成25年度	へいせいねんど 平成27年度	へいせいねんど 平成28年度	へいせいねんど 平成29年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	280人	316人	334人	351人
ちいきかつどうしえん 地域活動支援セ ンター	じっしかしきょう 実施箇所 2か所	3か所	3か所	3か所
	りょうにんずう 利用人数 235人	265人	280人	295人
しょうがいしゃそだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	3か所	4か所	4か所	4か所
しゅわつうやくしゃはけん 手話通訳者派遣	ねんかんりようじつにんずう 年間利用実人数 23人	33人	33人	34人
じぎょう 事業	ねんかんはけんけんすう 年間派遣件数 159件	231件	231件	238件
ようやくひつきしゃはけん 要約筆記者派遣	ねんかんりようじつにんずう 年間利用実人数 6人	6人	7人	7人
じぎょう 事業	ねんかんはけんけんすう 年間派遣件数 179件	180件	210件	210件
ざいたくじゅうどしんしんしょうがいしゃ 在宅重度心身障害者(児)	4人	5人	5人	5人
にゅうよく 入浴サービス事業				
にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業	105人	103人	104人	105人
せいかつ 生活サポート事業	19人	19人	20人	21人

※ ちいきせいかつしえんじぎょう おも じぎょう けいさい
 地域生活支援事業については主な事業のみ掲載

3 国の基本指針に基づく成果目標

しょうがいふくしけいかく さくてい
 障害福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。西東京市
 では、「国の基本指針」で示された考え方を踏まえ、目標を以下のとおり設定します。

ふくししせつ ちいきせいかつ 福祉施設から地域生活へ の移行促進	へいせいねんどまつ げんざい しせつにゅうしょしやすう 平成29年度末までに、現在の施設入所者数のうち17人が地域生活 へ移行することを目標とします。 (平成25年度末時点138人の12%)
ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等の 整備	こんご そだんしえん せっち よてい きかん 今後は、「相談支援センター・えぼっく」や、設置を予定している「基幹 相談支援センター」を中心に、関係機関との連携を通してネットワ ークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を 検討します。
ふくししせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労へ の移行促進	ふくししせつ いっぱんしゅうろう へいせいねんどにん 福祉施設から一般就労への移行者数を平成29年度には15人とする こと(平成24年度実績7人)、また、平成29年度末までに就労移行 支援事業の1か月あたりの利用者数を47人以上とすること(平成 25年度末実績34人)を目標とします。



5 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サービスの適切な利用の支援

平成24年4月に施行された法改正により、計画相談支援や障害児相談支援が制度化され、ケアマネジメントの視点が本格的に導入されました。

西東京市では、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、計画相談支援・障害児相談支援の利用を促し、個々の利用者に合ったサービス利用と、その適切な利用管理を進めます。

(2) 民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

また、指定管理者制度の導入などにより、民間の知恵や知識を活かした、より柔軟なサービスの提供を目指します。

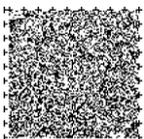
(3) 既存の社会資源の有効活用方法の検討

現在のところ、西東京市には社会資源が十分にあるとはいえませんが、定員増加や定員の弾力化を図りつつ、既存の社会資源の有効活用についても引き続き検討を進めます。

また、既存の社会資源の利用にあたって、地域偏在を課題とする声も寄せられていますので、合わせて移動に関する支援の方法を検討してまいります。

(4) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。



2 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクル（点検を繰り返して継続的に改善していく方法）に基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成26年7月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

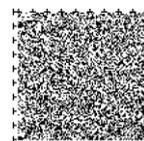
4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年12月3日から9日までの一週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

また、市民による障害のある人への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」や、東京都の取組みである「ヘルプマーク」の普及等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

これらの取組みを通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組めます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動をすすめます。





だい き にしとうきょうししょうがいふくしけいかく
第4期西東京市障害福祉計画

がいようばん
【概要版】

へいせい ねん がつ
平成27年3月

はっこう にしとうきょうしふくししょうがいふくしか
発行：西東京市福祉部障害福祉課

〒202-8555

とうきょうとにしとうきょうしなかもちいっちょうめ ばん ごう
東京都西東京市中町一丁目5番1号

でんわ だいひょう
電話 042-464-1311 (代表)

